

令和5年度

坂本1号マンホールポンプ制御盤更新工事

特記仕様書

三 朝 町

第1章 総 則

第1節 一般事項

第1項 範 囲

本仕様書に記載の内容は、令和5年度坂本1号マンホールポンプ制御盤更新工事に関するものである。受注者は、設計図書及び町係員(以下係員という)の指示に従い、誠意をもって機械器具の設計、製作、運搬、据付け、試験及び調整にあたるものとする。これらの機械器具は、性能、強度、耐久性に関し相互間の協調がとれ、完全に一体となり、円滑に運転できるように施設されなければならない。

第2項 施 工

受注者は、本仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも施工上当然必要な設備は、係員と協議の上、受注者の責任において見積金額に増減なく施工すること。

第3項 変更の範囲

本工事の施工上、必要であれば実施工事図を提出して係員の承認を得て変更することができる。

第4項 疑義の解釈

設計図書の事項について疑義を生じた場合の解決は、係員の指示に従わなければならない。

第5項 法令、条例等の適用

受注者は本仕様書に記載する各種工事を下記の関係法令に従い施工しなければならない。

- 1) 電気事業法
- 2) 電気設備技術基準
- 3) 電気用品取締法
- 4) 公衆電気通信法
- 5) 労働安全衛生法
- 6) 鳥取県土木工事共通仕様書(鳥取県県土整備部)
- 7) その他関連法令、条件

第6項 基準、規格

受注者は本仕様書に記載する各種工事を下記に関連基準、規格に従い施工しなければならない。

- 1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)による
- 2) 内線規程
- 3) 電力会社供給規定
- 4) 日本工業規格(JIS)
- 5) 電気規格調査会基準規格(JEC)
- 6) 日本電気工業会基準規格(JEM)
- 7) 日本電線工業会基準規格(JCS)
- 8) 日本照明器具工業会規格(JIC)
- 9) 電子機械工業規格(CES)

第7項 諸官庁への手続き

受注者は、関係諸官庁、電力会社等に対する一切の手続きを行うと共に常に密接な連絡を保ち、設備使用開始に支障のないようにしなければならない。

第8項 機械器具及び工事用材料の管理

工事に使用する各種材料及び機械器具は、工程表に従い工事の進捗に支障のない様手配すると共に品質及び保管管理等は受注者において行うものとする。
工事現場が隣接し、また同一場所において施工する別途工事のある場合は、常に相互協調して紛争をおこさないよう処置しなければならない。

第9項 用地の使用

無償貸与以外の民有地などを利用する場合の土地の借り上げ保証などは、すべて受注者の負担と責任において行うものとする。

第10項 完成時提出書類

- | | |
|----------|----|
| 1) 完成図 | 1部 |
| 2) 試験成績書 | 1部 |
| 3) 取扱説明書 | 1部 |
| 4) 電子データ | 1部 |

第11項 試験及び検査

本工事にかからむ試験及び検査に要する費用は、受注者の負担を原則として下記を行わなければならない。

- 1) 製品(工場)検査
- 2) 現場検査

第12項 機器の機能保持

受注者は、工事完成の際、総合試運転開始までの機器の機能保持に必要な措置を講じなければならない。

第13項 総合試運転

受注者は、係員の指示する期間に関連施工業者と連絡を密にとり、総合試運転に協力する義務を負うものとする。

第14項 保証期間

本工事における機器類の保証期間は竣工検査後1ヶ年とする。

万一保証期間中に受注者の責任に帰すべき原因(機器の不良)による事故が発生した場合には、無償にて補修または新品に交換すること。

第15項 軽微なる変更

本工事の施工中、構造物、機器設備等の関係でおこる器具の位置、配管路等の軽微なる変更は、請負金額に増減なく施工すること。

第16項 講習及び指導

工事完成後は、必要に応じて設置した機器の運転操作及び保守について本町の定めた職員に対して講習及び技術指導を行い、それに要する費用は受注者の負担とする。

第2章 一般仕様

第1節 一般事項

第1項 使用条件

- | | | |
|-------|------------|--------------|
| 1) 温度 | 屋内 | 5°C ~ 40°C |
| | 屋外 | -10°C ~ 40°C |
| 2) 湿度 | 20 ~ 90%RH | |

第2項 電源

- | | |
|-------|-------------------|
| 1) 動力 | AC210V、60HZ、3Φ、3W |
| 2) 電灯 | AC105V、60HZ、1Φ、2W |

第3章 電気設備工事

第1節 工事概要

工事名	坂本1号マンホールポンプ制御盤更新工事
工事場所	鳥取県東伯郡三朝町大字坂本
工事内容	本工事は、坂本1号マンホールポンプ場のポンプ制御盤を更新するものである。以上のことを円滑に制動する電気設備の設計製作、並びにそれに関連する据付配線工事、試験調整を施工するものである。

第2節 工事内容

第1項	ポンプ制御盤（坂本1号マンホールポンプ場） 0.75KW直入れ・単独自動交互	1面
第2項	異常通報装置、移設、通報試験	1式
第3項	仮設工事	1式
第4項	試験調整	1式

第3節 機器仕様

第1項	ポンプ制御盤 (坂本1号マンホールポンプ場)	1面
1)	型式	屋外閉鎖自立型 SUS製
2)	寸法(参考)	W700*H1700*D350程度
3)	鋼板厚	2.0mm以上(SUS製)
4)	塗装色	マンセル5Y7/1(内外共)
		盤寸法、機器等については承諾図にて決定する
5)	盤面取付機器	
(1)	名称名板	1式
(2)	電圧計	1個
(3)	電流計	1個
(4)	集合表示器	1式
(5)	運転時間計	2個
(6)	電圧計切替スイッチ	1個
(7)	電流計切替スイッチ	1個
(8)	選択スイッチ	1式
(9)	操作スイッチ	1式
(10)	押し釦スイッチ	1式
(11)	その他必要品	1式
6)	盤内取付機器	
(1)	配線用遮断器	3台
(2)	漏電遮断器	2台
(3)	サーキットプロテクタ	4台
(4)	電磁接触器	2台
(5)	コンデンサ	2台
(6)	3Eリレー	2台
(7)	単相変圧器 500VA 200/100V	1台
(8)	補助継電器	1式

- | | |
|----------------------|----|
| (9) 端子台 | 1式 |
| (10) 異常通報装置(既設盤より移設) | 1式 |
| (11) 水位計変換器(既設盤より移設) | 1式 |
| (12) その他必要品 | 1式 |

第2項	異常通報装置、移設、通報試験	1式
-----	----------------	----

既設の異常通報装置及びアンテナを新設ポンプ制御盤に
移設、取付け配線、通報動作試験まで行うこと

第3項 仮設工事

1 仮設ポンプ盤 1面【支給】

- 1) 型式 屋外壁掛型 鋼板製
エバラ製:EPC1B7.5DWLZ
- 2) 仕様 0.75KW直入れ始動×1台用

2 投込式水位計（検出器のみ） 1台【支給】

- 1) 型式 エバラ製:EDW301
- 2) 仕様 汚水用、ケーブル30m
- 3) 出力 DC4-20mA

3 フリクト式水位計（運転、停止用） 2個【1個支給】

- 1) 仕様 汚水用、ケーブル30m
- 2) 使用電圧 AC/DC30V以下
- 3) 備考 仮設ポンプ盤と取り合いができること
- 4) 支給品型式 エバラ製:EF430A

第4項 試験調整

- (1) 一般構造試験
- (2) 絶縁抵抗試験
- (3) 動作試験(総合)
- (4) その他係員の指示する項目